



県章

三重県公報

令和5年12月12日（火）

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	規 則		
60	クリーニング業法等施行細則の一部を改正する規則	(食品安全課)	2
61	理容師法等の施行に必要な手続に関する規則の一部を改正する規則	(同)	11
62	美容師法等の施行に必要な手続に関する規則の一部を改正する規則	(同)	20
63	興行場法施行細則の一部を改正する規則	(同)	29
64	旅館業法等施行細則の一部を改正する規則	(同)	31
65	三重県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	(同)	38
66	三重県食品衛生規則の一部を改正する規則	(同)	49

規 則

クリーニング業法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年十二月十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十号

クリーニング業法等施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法等施行細則（昭和三十二年三重県規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開設届出) 第四条 (略) 2 (略)</p>	<p>(開設届出) 第四条 (略) 2 (略) 3 法第五条第一項の規定によるクリーニング所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が第一項の届出書を提出するに当たつては、施行規則第一条の三第一項第四号及び第六号から第九号までに掲げる事項（第五条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。 4 法第五条第二項の規定による無店舗取次店の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が第二項の届出書を提出するに当たつては、施行規則第一条の三第二項第三号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項（第五条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。 5 法第五条第一項の規定によるクリーニング所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が第一項の届出書を提出するに当たつては、施行規則第一条の三第一項第四号に掲げる事項（第五条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）に変更がない場合に限り第一項第一号に掲げるクリーニング所の平面図の添付を省略することができる。 6 法第五条第二項の規定による無店舗取次店の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が第二項の届出書を提出するに当たつては、施行規則第一条の三第二項第二号に掲げる業務用車両の自動車登録番号又は車両番号（第五条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の自動車登録番号又は車両番号）に変更がない場合に限り第二項第一号に掲げる自動車検査証及び写真の添付を省略することができる。 7 法第五条第一項又は第二項の規定による開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者で、第三項から第六項までの適用を受ける場合にあつては、当該営</p>

<p>第五条 (略)</p> <p>(事業譲渡の場合の承継の届出)</p>	<p>業を譲り受けたことを証する書類を第一号様式又は第一号様式の二に添えて、提出しなければならない。</p> <p>第五条 (略)</p>
<p>第五条の二 施行規則第二条の二に規定する承継の届出は、第四号様式の二によるものとし、営業の譲渡が行われたことを証する書類を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p> <p>(相続の場合の承継の届出)</p>	<p>(相続の場合の承継の届出)</p>
<p>第五条の三 施行規則第二条の三に規定する承継の届出は、第四号様式の三によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(合併の場合の承継の届出)</p>	<p>第五条の二 施行規則第二条の二に規定する承継の届出は、第四号様式の二によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(合併の場合の承継の届出)</p>
<p>第五条の四 施行規則第二条の四に規定する承継の届出は、第四号様式の四によるものとし、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書添えて、当該開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p> <p>(分割の場合の承継の届出)</p>	<p>第五条の三 施行規則第二条の三に規定する承継の届出は、第四号様式の三によるものとし、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書添えて、当該開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p> <p>(分割の場合の承継の届出)</p>
<p>第五条の五 施行規則第二条の五に規定する承継の届出は、第四号様式の五によるものとし、分割によりクリーニング所又は無店舗取次店の開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書を添えて、当該開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p>	<p>第五条の四 施行規則第二条の四に規定する承継の届出は、第四号様式の四によるものとし、分割によりクリーニング所又は無店舗取次店の開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書を添えて、当該開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p>

第四号様式の四を次のように改め、同様式を第四号様式の五とする。

第4号様式の5（第5条の5関係）

クリーニング所等営業分割承継届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

主たる事務所

の所在地

名 称

代表者の氏名

クリーニング所
無店舗取次店

の営業者の地位を分割により承継しましたので、クリーニング業法第

5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 分割した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 分割の年月日
- 3 クリーニング所の名称及び所在地
- 4 無店舗取次店の名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

添付書類

分割によりクリーニング所（無店舗取次店）の開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書

（規格A4）

第四号様式の三を次のように改め、同様式を第四号様式の四とする。

第4号様式の4（第5条の4関係）

クリーニング所等営業合併承継届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

主たる事務所

の所在地

名 称

代表者の氏名

クリーニング所
無店舗取次店

の営業者の地位を合併により承継しましたので、クリーニング業法第

5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 合併の年月日
- 3 クリーニング所の名称及び所在地
- 4 無店舗取次店の名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

(規格A4)

第四号様式の二を次のように改め、同様式を第四号様式の三とする。

第4号様式の3（第5条の3関係）

クリーニング所等営業相続承継届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住所

氏名

生年月日 年 月 日

被相続人との続柄

クリーニング所
の営業者の地位を相続により承継しましたので、クリーニング業法第
無店舗取次店

5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 相続開始の年月日
- 3 クリーニング所の名称及び所在地
- 4 無店舗取次店の名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

(規格A4)

第四号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式の2（第5条の2関係）

クリーニング所等営業譲渡承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長

届出者

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

生年月日

電話番号

クリーニング所
無店舗取次店
の事業者の地位を譲渡により承継しましたので、クリーニング業法第
5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 営業を譲渡した者（譲渡人）の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 2 譲渡の年月日
- 3 クリーニング所の名称、所在地及び届出番号
- 4 無店舗取次店の名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

添付書類

- （1）営業の譲渡が行われたことを証する書類
- （2）届出者が法人の場合にあつては、届出者の登記事項証明書

附 則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にクリーニング法（昭和三十五年法律第二百七号）第五条第一項又は第二項の届出をしたクリーニング所又は無店舗取次店の開設者から当該営業を譲り受けた者に係るこの規則による改正前のクリーニング業等施行細則第四条の規定の適用については、なお従前の例による。

理容師法等の施行に必要な手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年十二月十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十一号

理容師法等の施行に必要な手続に関する規則の一部を改正する規則

理容師法等の施行に必要な手続に関する規則（昭和三十二年三重県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開設届)</p> <p>第十九条 (略)</p>	<p>(開設届)</p> <p>第十九条 (略)</p>
	<p>2 法第十一条第一項の規定による理容所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が前項の届出を提出するに当たつては、施行規則第十九条第一項第三号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項（第二十条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。</p>
	<p>3 法第十一条第一項の規定による理容所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が第一項の届出を提出するに当たつては、施行規則第十九条第一項第六号に掲げる事項（第二十条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）に変更がない場合は第一項第一号に掲げる診断書の添付を、施行規則第十九条第一項第三号に掲げる事項（第二十条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）に変更がない場合は第一項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p>
	<p>4 法第十一条第一項の規定による理容所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者で、第二項又は前項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を第二十号様式に添えて、提出しなければならない。</p>
<p>第二十条 (略)</p> <p>(事業譲渡の場合の承継の届出)</p> <p>第二十条の二 施行規則第二十条の二の規定による承継届出書は、第二十三号様式の二によるものとし、営業の譲渡が行われたことを証する書類を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p> <p>(相続の場合の承継の届出)</p> <p>第二十条の三 施行規則第二十一条の規定による承継届出書は、第二十三号様式の三によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該施設の所在地を管轄する保</p>	<p>第二十条 (略)</p> <p>(相続の場合の承継の届出)</p> <p>第二十条の二 施行規則第二十一条の規定による承継届出書は、第二十三号様式の二によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該施設の所在地を管轄する保</p>

<p>健所長に届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(合併の場合の承継の届出)</p>	<p>健所長に届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(合併の場合の承継の届出)</p>
<p>第二十条の四 施行規則第二十二條の規定による承継届出書は、第二十三号様式の四によるものとし、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p> <p>(分割の場合の承継の届出)</p>	<p>第二十条の三 施行規則第二十二條の規定による承継届出書は、第二十三号様式の三によるものとし、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p> <p>(分割の場合の承継の届出)</p>
<p>第二十条の五 施行規則第二十二條の二の規定による承継届出書は、第二十三号様式の五によるものとし、分割により理容所の開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p>	<p>第二十条の四 施行規則第二十二條の二の規定による承継届出書は、第二十三号様式の四によるものとし、分割により理容所の開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p>

第二十三号様式の四を次のように改め、同様式を第二十三号様式の五とする。

第23号様式の5（第20条の5関係）

理容所開設者分割承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

主たる事務所

の所在地

名 称

代表者の氏名

理容所の開設者の地位を分割により承継しましたから、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

記

1 分割した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

2 分割の年月日

3 理容所の名称及び所在地

添付書類

分割により理容所の開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書

第十二号様式の三を次のように改め、同様式を第十二号様式の四とする。

第23号様式の4（第20条の4関係）

理容所開設者合併承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

主たる事務所
の所在地
名 称
代表者の氏名

理容所の開設者の地位を合併により承継しましたから、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 合併の年月日
- 3 理容所の名称及び所在地

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

第十二号様式の二を次のように改め、同様式を第十二号様式の三とする。

第23号様式の3（第20条の3関係）

理容所開設者相続承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

被相続人との続柄

理容所の開設者の地位を相続により承継しましたから、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 相続開始の年月日
- 3 理容所の名称及び所在地

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第十二号様式の次に次の様式を加える。

第 23 号様式の 2 (第 20 条の 2 関係)

理容所開設者事業譲渡承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住所 (法人にあっては所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

生年月日 年 月 日

電話番号

理容所の開設者の地位を譲渡により承継しましたから、理容師法第 11 条の 3 第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 営業を譲渡した者 (譲渡人) の住所及び氏名 (法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 2 譲渡の年月日
- 3 理容所の名称、所在地及び届出番号

添付書類

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が外国人の場合にあっては、住民票の写し (住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。)
- (3) 届出者が法人の場合にあっては、届出者の登記事項証明書

附 則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条第一項の届出をした理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の理容師法等の施行に必要な手続に関する規則第十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

美容師法等の施行に必要な手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年十二月十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十二号

美容師法等の施行に必要な手続に関する規則の一部を改正する規則

美容師法等の施行に必要な手続に関する規則（昭和三十二年三重県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開設届)</p> <p>第十九条 (略)</p>	<p>(開設届)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 法第十一条第一項の規定による美容所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が前項の届出を提出するに当たっては、施行規則第十九条第一項第三号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項（第二十条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。</p> <p>3 法第十一条第一項の規定による美容所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が第一項の届出を提出するに当たっては、施行規則第十九条第一項第六号に掲げる事項（第二十条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）に変更がない場合は第一項第一号に掲げる診断書の添付を、施行規則第十九条第一項第三号に掲げる事項（第二十条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）に変更がない場合は第二項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>4 法第十一条第一項の規定による美容所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者で、第二項又は前項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を第二十号様式に添えて、提出しなければならない。</p>
<p>第二十条 (略)</p> <p>(事業譲渡の場合の承継の届出)</p> <p>第二十条の二 施行規則第二十条の二の規定による承継届出書は、第二十三号様式の二によるものとし、営業の譲渡が行われたことを証する書類を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p> <p>(相続の場合の承継の届出)</p> <p>第二十条の三 施行規則第二十一条の規定による承継届出書は、第二十三号様式の三によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該施設の所在地を管轄する保</p>	<p>第二十条 (略)</p> <p>(相続の場合の承継の届出)</p> <p>第二十条の二 施行規則第二十一条の規定による承継届出書は、第二十三号様式の二によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該施設の所在地を管轄する保</p>

<p>健所長に届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(合併の場合の承継の届出)</p>	<p>健所長に届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(合併の場合の承継の届出)</p>
<p>第二十条の四 施行規則第二十二條の規定による承継届出書は、第二十三号様式の四によるものとし、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p> <p>(分割の場合の承継の届出)</p>	<p>第二十条の三 施行規則第二十二條の規定による承継届出書は、第二十三号様式の三によるものとし、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p> <p>(分割の場合の承継の届出)</p>
<p>第二十条の五 施行規則第二十二條の二の規定による承継届出書は、第二十三号様式の五によるものとし、分割により理容所の開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p>	<p>第二十条の四 施行規則第二十二條の二の規定による承継届出書は、第二十三号様式の四によるものとし、分割により理容所の開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p>

第二十三号様式の四を次のように改め、同様式を第二十三号様式の五とする。

第23号様式の5（第20条の5関係）

美容所開設者分割承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

主たる事務所

の所在地

名 称

代表者の氏名

美容所の開設者の地位を分割により承継しましたから、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 分割した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 分割の年月日
- 3 美容所の名称及び所在地

添付書類

分割により美容所の開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書

第十二号様式の三を次のように改め、同様式を第十二号様式の四とする。

第23号様式の4（第20条の4関係）

美容所開設者合併承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

主たる事務所

の 所 在 地

名 称

代表者の氏名

美容所の開設者の地位を合併により承継しましたから、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 合併の年月日
- 3 美容所の名称及び所在地

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

第十二号様式の二を次のように改め、同様式を第十二号様式の三とする。

第23号様式の3（第20条の3関係）

美容所開設者相続承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

被相続人との続柄

美容所の開設者の地位を相続により承継しましたから、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 相続開始の年月日
- 3 美容所の名称及び所在地

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第十二号様式の次に次の様式を加える。

第 23 号様式の 2 (第 20 条の 2 関係)

美容所開設者事業譲渡承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住所 (法人にあつては所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

生年月日

電話番号

美容所の開設者の地位を譲渡により承継しましたから、美容師法第 12 条の 2 第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 営業を譲渡した者 (譲渡人) の住所及び氏名 (法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

- 2 譲渡の年月日

- 3 美容所の名称、所在地及び届出番号

添付書類

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し (住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。)
- (3) 届出者が法人の場合にあつては、届出者の登記事項証明書

附 則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に美容師法（昭和三十一年法律第六十三号）第十一条第一項の届出をした美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の美容師法等の施行に必要な手続に関する規則第十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年十二月十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十三号

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則（昭和三十四年三重県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(許可の申請)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二条第一項の規定による興行場の許可を受けた者から当該営業を譲り受けた者が第一項の申請書を提出するに当たっては、前項第一号イ又は第二号イに掲げる事項（第三条の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）に変更がない場合限り、それぞれ当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>4 法第二条第一項の規定による興行場の許可を受けた者から当該営業を譲り受けた者で、前項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を第一号様式又は第一号様式の二に添えて、提出しなければならない。</p> <p>(承継の届出)</p>
<p>第二条 興行場法第二条の二第二項の規定による譲渡又は相続、合併若しくは分割による営業者の地位の承継の届出は、興行場営業譲渡承継届出書（第二号様式の三）又は興行場営業相続承継届出書（第三号様式）、興行場営業合併承継届出書（第四号様式）若しくは興行場営業分割承継届出書（第四号様式の二）によつて行わなければならない。</p> <p>2 法第二条の二の規定のうち、譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 営業の譲渡が行われたことを証する書類</p> <p>二 届出者が法人の場合にあつては、届出者の登記事項証明書</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第二条 興行場法第二条の二第二項の規定による相続、合併又は分割による営業者の地位の承継の届出は、興行場営業相続承継届出書（第三号様式）、興行場営業合併承継届出書（第四号様式）又は興行場営業分割承継届出書（第四号様式の二）によつて行わなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

第二号様式の二の次に次の様式を加える。

第2号様式の3（第2条関係）

興行場営業譲渡承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

興行場の営業者の地位を譲渡により承継しましたので、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 興行場を譲渡した者（譲渡人）の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

- 2 譲渡の年月日

- 3 興行場の名称、所在地及び許可番号

添付書類

- （1）営業の譲渡が行われたことを証する書類
- （2）届出者が法人の場合にあっては、届出者の登記事項証明書

附 則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に興行場法（昭和二十二年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する業として興行場を経営する者から当該興行場を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の興行場法施行細則第一条の規定の適用については、なお従前の例による。

旅館業法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年十二月十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十四号

旅館業法等施行細則の一部を改正する規則

旅館業法等施行細則（昭和六十年三重県規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（収容定員）</p> <p>第七条 旅館業に係る施設の客室の収容定員については、次によらなければならない。ただし、省令第五条第一項第一号及び第三号に掲げる施設については、この限りでない。</p> <p style="padding-left: 2em;">一・二（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">三 下宿営業に係る施設の客室は、床面積七平方メートルにつき一人とする。</p> <p style="text-align: center;">（旅館業許可申請書）</p> <p>第八条（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">2（略）</p> <p style="text-align: center;">（旅館業を譲渡する場合等の地位の承継の承認申請）</p> <p>第九条 省令第一条の三第一項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書（事業譲渡用）（第一号様式）の三）とし、次に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">一 旅館業の譲渡を証する書類</p>	<p style="text-align: center;">（収容定員）</p> <p>第七条 旅館業に係る施設の客室の収容定員については、次によらなければならない。ただし、省令第五条第一項第一号及び第三号に掲げる施設については、この限りでない。</p> <p style="padding-left: 2em;">一・二（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">2 下宿営業に係る施設の客室は、床面積七平方メートルにつき一人とする。</p> <p style="text-align: center;">（旅館業許可申請書）</p> <p>第八条（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">2（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">3 法第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者が第一項の申請書を提出するに当たっては、省令第一条第一項第三号から第五号までに掲げる事項（第十一条の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）のうち変更がない事項の記載を省略することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">4 営業者が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者が第一項の申請書を提出するに当たっては、営業施設の構造設備（第十一条の規定による変更の届出がされている場合は、変更後の構造設備）に変更がない場合に限り、第二項各号（第八号を除く。）に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">5 営業者から当該旅館業を譲り受けた者で、前二項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を第一号様式に添えて、提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（営業者の地位の承継の承認申請）</p> <p>第九条</p>

<p>二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し</p> <p>2 (略)</p> <p>(相続人の承認申請)</p> <p>第十条 省令第三条第一項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書(相続用)(第三号様式)とし、次に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により法第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</p>	<p>(略)</p> <p>(相続人の承認申請)</p> <p>第十条 省令第三条第一項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書(相続用)(第三号様式)とし、次に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</p>
--	---

第一号様式の二の次に次の様式を加える。

第1号様式の3（第9条第1項関係）

旅館業営業承継承認申請書（事業譲渡用）

年 月 日

三重県知事 宛て

<譲受人>

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称）

生年月日（法人にあつては代表者の氏名）

電話番号

<譲渡人>

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり旅館業の承継を行いたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により申請します。

記

- 1 譲渡の予定年月日
- 2 営業施設の名称及び所在地並びに営業施設に係る許可番号
- 3 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容
有（ ） ・無
- 4 譲受人が法人の場合にあつては、事業譲渡により旅館業を承継する法人の役員等についての以下の情報

法人名	役職	氏名（フリガナ）	生年月日（和暦）	性別	住所

記載された個人情報、暴力団排除条項の該当性の確認のために使用します。

添付書類

- (1) 旅館業の譲渡を証する書類
- (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

証紙貼付け欄		保健所受付印	
--------	--	--------	--

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第2号様式（第9条第2項関係）

旅館業営業承継承認申請書（合併用）

年 月 日

三重県知事 宛て

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり、旅館業の営業の承継を行いたいので、旅館業法第3条の3第1項の規定により申請します。

記

- 1 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称、事務所所在地及び代表者氏名

事務所所在地
 法人の名称
 代表者氏名

- 2 合併により消滅する法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

事務所所在地
 法人の名称
 代表者氏名

- 3 合併の予定年月日

年 月 日

- 4 施設の名称及び所在地

施設の名称
 施設の所在地

- 5 申請者が旅館業法第3条第2項各号に該当するときは、その内容

有（ ） ・ 無

【添付書類】法人の定款又は寄附付行為の写し

証紙貼付け欄		保健所受付印	
--------	--	--------	--

第2号様式の2（第9条第2項関係）

旅館業営業承継承認申請書（分割用）

年 月 日

三重県知事 宛て

法人の所在地

法人の名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり、旅館業の営業の承継を行いたいので、旅館業法第3条の3第1項の規定により申請します。

記

- 1 分割により旅館業を承継する法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

事務所所在地

法人の名称

代表者氏名

- 2 分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

事務所所在地

法人の名称

代表者氏名

- 3 分割の予定年月日

年 月 日

- 4 施設の名称及び所在地

施設の名称

施設の所在地

- 5 申請者が旅館業法第3条第2項各号に該当するときは、その内容

有（ ） ・ 無

【添付書類】 分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

証紙貼付け欄		保健所受付印	
--------	--	--------	--

第3号様式（第10条関係）

旅館業営業承継承認申請書（相続用）

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

生年月日

被相続人との続柄

電話番号

次のとおり旅館業の営業の承継を行いたいので、旅館業法第3条の4第1項の規定により申請します。

記

1 被相続人の氏名及び住所

氏名

住所

2 相続開始の年月日

年 月 日

3 施設の名称及び所在地

施設の名称

所在地

4 申請者が旅館業法第3条第2項各号（第7号を除く。）に該当するときは、

その内容

有（ ） ・ 無

【添付書類】

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合その全員の同意書

証紙貼付け欄		保健所受付印	
--------	--	--------	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に旅館業法（昭和二十三年法律第百二十八号）第二条第一項に規定する旅館業を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の旅館業法等施行規則（次項において「旧規則」という。）第八条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の前日に旧規則の規定に基づき提出されている申請書等は、この規則による改正後の旅館業法等施行細則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

三重県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年十二月十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十五号

三重県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

三重県公衆浴場法施行細則（平成八年三重県規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(許可の申請)</p> <p>第二条 (略)</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者が前項の申請書を提出するに当たっては、施行規則第一条第三号から第五号までに掲げる事項（第五条の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）のうち変更がない事項の記載を省略することができる。</p> <p>3 法第二条第一項の規定による営業の許可を受けた者から当該浴場業を譲り受けた者が第一項の申請書を提出するに当たっては、第一項第二号から第五号までに掲げる書類（第五条の規定による変更の届出がされている場合は変更後の書類）の内容に変更がない場合はそれぞれ当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>4 法第二条第一項の規定による営業の許可を受けた者から当該浴場業を譲り受けた者で、前二項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を第一号様式に添えて、提出しなければならない。</p>
<p>(許可証の交付)</p> <p>第三条 保健所長は、法第二条第一項の規定により許可をしたときは、第二号様式による許可証を申請した者に交付しなければならない。</p> <p>(譲渡の場合の承継の届出)</p> <p>第四条 施行規則第一条の一第一項の譲渡による営業者の地位の承継の届出は、第三号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて、届け出なければならない。</p> <p>一 浴場業の営業の譲渡が行われたことを証する書類</p> <p>二 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又</p>	<p>(許可証の交付)</p> <p>第二条の二 保健所長は、法第二条第一項の規定により許可をしたときは、第一号様式の二による許可証を申請した者に交付しなければならない。</p>

<p>は寄附行為の写し (相続の場合の承継の届出)</p>	<p>(相続の場合の承継の届出)</p>
<p>第四条の二 施行規則第二条第一項の相続による営業者の地位の承継の届出は、第三号様式の二によるものとし、次に掲げる書類を添えて、届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(合併の場合の承継の届出)</p>	<p>第三条 施行規則第二条第一項の相続による営業者の地位の承継の届出は、第二号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて、届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(合併の場合の承継の届出)</p>
<p>第四条の三 施行規則第三条第一項の合併による営業者の地位の承継の届出は、第三号様式の三によるものとし、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の定款又は寄附行為の写しを添えて、届け出なければならない。</p> <p>(分割の場合の承継の届出)</p>	<p>第四条 施行規則第三条第一項の合併による営業者の地位の承継の届出は、第三号様式によるものとし、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の定款又は寄附行為の写しを添えて、届け出なければならない。</p> <p>(分割の場合の承継の届出)</p>
<p>第四条の四 施行規則第三条の二第一項の分割による営業者の地位の承継の届出は、第三号様式の四によるものとし、分割により浴場業の営業者の地位を承継した法人の定款又は寄附行為の写しを添えて、届け出なければならない。</p>	<p>第四条の二 施行規則第三条の二第一項の分割による営業者の地位の承継の届出は、第三号様式の二によるものとし、分割により浴場業の営業者の地位を承継した法人の定款又は寄附行為の写しを添えて、届け出なければならない。</p>

第三号様式の二を次のように改め、同様式を第三号様式の四とする。

第3号様式の4（第4条の4関係）

公衆浴場営業分割承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者
事務所所在地 〒
フリガナ
名 称
代表者氏名
T E L

公衆浴場の営業者の地位を分割により承継しましたから、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 3 分割の年月日

備考 分割により公衆浴場の営業者の地位を承継した法人の定款又は寄附行為の写しを添付すること。

第三号様式を次のように改め、同様式を第三号様式の二とする。

第3号様式の3（第4条の3関係）

公衆浴場営業合併承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者
事務所所在地 〒
フリガナ
名 称
代表者氏名
T E L

公衆浴場の営業者の地位を合併により承継しましたから、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 合併により消滅した法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 3 合併の年月日

備考 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写しを添付すること。

第一号様式を次のように改め、同様式を第三号様式の一とする。

第3号様式の2（第4条の2関係）

公衆浴場営業相続承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所 〒

フリガナ

氏 名

年 月 日生

TEL

被相続人との続柄

公衆浴場の営業者の地位を相続により承継しましたから、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 被相続人の氏名及び住所
- 3 相続開始の年月日

備考 次の書類を添付すること。

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第三号様式の11の前に次の1様式を加える。

第3号様式（第4条関係）

公衆浴場営業譲渡承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所 〒

フリガナ

氏 名

年 月 日生

TEL

公衆浴場の営業者の地位を譲渡により承継しましたから、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 浴場業を譲渡した者（譲渡人）の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 2 譲渡の年月日
- 3 公衆浴場の名称、所在地及び届出番号

添付書類

- （1）営業の譲渡が行われたことを証する書類
- （2）届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄附行為の写し

第一号様式の二を次のように改め、同様式を第二号様式とする。

第2号様式（第3条関係）

許可番号
公 衆 浴 場 営 業 許 可 証
氏 名 (法人にあつてはその名称)
年 月 日付で申請のあつた公衆浴場営業については、公衆浴場 法第2条第1項の規定により次のとおり許可する。
年 月 日
三重県 保健所長 印
1 公衆浴場の名称
2 公衆浴場の所在地
3 公衆浴場の種類
4 条 件

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に公衆浴場法（昭和二十三年法律第百二十九号）第一条第二項に規定する浴場業を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の三重県公衆浴場法施行細則（次項において「旧規則」という。）第八条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき交付されている公衆浴場営業許可証は、改正後の三重県公衆浴場法施行細則の規定に基づいて交付された公衆浴場営業許可証とみなす。

三重県食品衛生規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年十二月十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十六号

三重県食品衛生規則の一部を改正する規則

三重県食品衛生規則（令和三年三重県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規則を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(営業許可の申請)</p> <p>第六条 (略)</p>	<p>(営業許可の申請)</p> <p>第六条 (略)</p>
<p>2 法第五十五条第一項の規定による営業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)が、許可の有効期間満了後も引き続き同一の営業をしようとする場合は、前項の営業許可申請書・営業届出書を当該許可の有効期間満了日の十日前までに提出するものとする。</p> <p>(許可業者の地位承継の届出)</p>	<p>2 法第五十五条第一項の規定による営業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)から当該営業を譲り受けた者が前項の営業許可申請書・営業届出書を提出するに当たっては、施行規則第六十七条第五号に掲げる事項(第九条の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項)のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。</p>
<p>第八条 施行規則第六十七条の二第一項に規定する営業の譲渡、施行規則第六十八条第一項に規定する相続、施行規則第六十九条第一項に規定する合併及び施行規則第七十条第一項に規定する分割による許可業者の地位の承継の届出は、地位承継届出書(第五号様式)により行うものとする。</p>	<p>3 許可業者から当該営業を譲り受けた者で、前項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を第一項の営業許可申請書・営業届出書に添えて、提出しなければならない。</p>
<p>2 施行規則第六十七条の二第一項に規定する営業の譲渡による許可業者の地位の承継の届出にあつては、当該営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>(生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の届出)</p>	<p>4 許可業者が、許可の有効期間満了後も引き続き同一の営業をしようとする場合は、第一項の営業許可申請書・営業届出書を当該許可の有効期間満了日の十日前までに提出するものとする。</p> <p>(許可業者の地位承継の届出)</p>
<p>第二十三条 条例第五条第一項の規定による届出は、第</p>	<p>第八条 施行規則第六十八条第一項に規定する相続、施行規則第六十九条第一項に規定する合併及び施行規則第七十条第一項に規定する分割による許可業者の地位の承継の届出は、地位承継届出書(第五号様式)により行うものとする。</p>
<p>第二十三条 条例第五条第一項の規定による届出は、第</p>	<p>(生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の届出)</p>
<p>第二十三条 条例第五条第一項の規定による届出は、第</p>	<p>第二十三条 条例第五条第一項の規定による届出は、第</p>

<p>六条第一項の営業許可申請書・営業届出書（許可業者にあつては、第九条の変更届出書）に、次に掲げる事項を記載するとともに、生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面を添えて行うものとする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 営業の種類及び許可の番号</p> <p>六・七（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（ふぐを処理する営業施設の届出）</p> <p>第二十六条 条例第六条第一項の規定による届出は、第六条の営業許可申請書・営業届出書（許可業者にあつては第九条の変更届出書）に、次に掲げる事項を記載するとともに、ふぐの処理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面を添えて行うものとする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 営業の種類及び許可の番号</p> <p>六・七（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>六条第一項の営業許可申請書・営業届出書（許可業者にあつては、第九条の変更届出書）に、次に掲げる事項を記載するとともに、生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面を添えて行うものとする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 営業の種類及び許可番号</p> <p>六・七（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（ふぐを処理する営業施設の届出）</p> <p>第二十六条 条例第六条第一項の規定による届出は、第六条の営業許可申請書・営業届出書（許可業者にあつては第九条の変更届出書）に、次に掲げる事項を記載するとともに、ふぐの処理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面を添えて行うものとする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 営業の種類及び許可番号</p> <p>六・七（略）</p> <p>2・3（略）</p>
---	---

第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

食品衛生監視票交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住 所

氏名又は名称及び

代表者氏名

電 話

次の施設について、食品衛生監視票の交付を受けたいので申請します。

許可の番号 届出番号		
業 種		
営業所住所		
屋 号		
営 業 者 氏 名		
重要工程管理 のための 取組の適用 (該当するものに○)	A	食品衛生法第51条第1項第2号の規定に基づく食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組を行う施設
	B	食品衛生法第51条第1項第2号の規定に基づく食品衛生上の危害の発生を防止するためにその取り扱う食品の特性に応じた取組を行う施設

交付部数 (1許可(届出)につき上限3部)	
--------------------------	--

証紙貼付

第四号様式から第七号様式までを次のように改める。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

宛て

営業許可申請書・営業届出書（新規・更新）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名			年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む）
		講習会名称	年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載
	自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	□	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	□	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		

整理番号：
 ※申請者、届出者による記載は不要です。

宛て

地位承継届出書

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（譲渡・相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（ □ ）

※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	生年月日	年 月 日生
	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
譲渡した者	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	譲渡した者の氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）	(ふりがな)	
	譲渡した者の住所（法人にあつてはその所在地）		
	譲渡年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類 （・譲渡契約書等の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの。 ・法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し等。）		
被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が二人以上いる場合）		
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）		

分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）		

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：	
	電子メールアドレス：			
	施設の所在地			
	(ふりがな)			
	施設の名称、屋号、商号			
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入		営業の種類	備考
	番号	年 月 日		
	番号	年 月 日		

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：	
	電子メールアドレス：			
	施設の所在地			
	(ふりがな)			
	施設の名称、屋号、商号			
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入		営業の種類	備考
	番号	年 月 日		
	番号	年 月 日		

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：	
	電子メールアドレス：			
	施設の所在地			
	(ふりがな)			
	施設の名称、屋号、商号			
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入		営業の種類	備考
	番号	年 月 日		
	番号	年 月 日		

備考	※食品衛生申請等システムへの代理入力に不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(<input type="checkbox"/>)		
----	--	--	--

第6号様式（第9条、第13条、第24条、第27条関係）

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】

※赤枠内については変更がある項目のみ記載してください。

※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

宛て

変更届出書

食品衛生法施行規則（第71条）・三重県食品衛生規則（第13条、第24条、第27条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む）
		講習会名称	年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
HACCP の取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCP に基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCP の考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

第7号様式（第10条、第13条、第25条、第28条関係）

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】

※赤枠内は、必ず記載して下さい。

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

宛て

廃業届出書

食品衛生法施行規則（第71条の2）・三重県食品衛生規則（第13条、第25条、第28条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	年 月 日生	
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	施設の所在地	
	(ふりがな)	施設の名称、屋号又は商号	
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む）
		講習会名称	年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	<input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	廃業年月日		
	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

第九号様式から第十一号様式までを次のように改める。

第9号様式（第16条関係）

許可の番号

営業許可証

業種

営業所

屋号

氏名

食品衛生法第55条の規定により次の条件をつけて許可したことを証する。

年 月 日

三重県 保健所長

有効期間 年 月 日から

年 月 日まで

その他の条件

◎注意 この許可証は店頭の見やすいところへ掲示すること。
営業を廃止したときは必ず返納すること。

第10号様式（第18条関係）

営業許可証書換交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住 所
 氏名又は名称及び
 代表者氏名
 電 話

次のとおり変更したので営業許可証の書換交付を申請します。

変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
		屋 号 氏 名 そ の 他 ()	
変 更 を 生 じ た 年 月 日		年 月 日	

該当する許可の情報

許 可 の 番 号	
業 種	
営 業 所 住 所	

備考 申請の際は、従前に交付した営業許可証を添付すること。

証紙貼付

第11号様式（第19条関係）

営業許可証再交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住 所
 氏名又は名称及び
 代表者氏名
 電 話

次の施設について、営業許可証の再交付を受けたいので申請します。

許 可 の 番 号	
業 種	
営 業 所 住 所	
屋 号	
氏 名	

- 備考 1 営業許可証を毀損した場合は、その許可証を添付すること。
 2 再交付を受けた後失った許可証を発見したときは、発見した許可証を提出すること。

申 請 理 由	
---------	--

証紙貼付

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第七項に規定する営業（同法第六十八条第三項に規定する場合を含む。）を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の三重県食品衛生規則（以下「旧規則」という。）第六条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき交付されている営業許可証は、改正後の三重県食品衛生規則（次項において「新規則」という。）の規定に基づいて交付された営業許可証とみなす。
- 4 この規則の施行の前日に旧規則の規定に基づき提出されている申請書等は、新規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 5 この規則の施行の際、旧規則の規定に基づき作成された用紙で、現に存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
